

身延町公式Instagram運用業務 仕様書

1.事業名

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

2.業務名

身延町公式Instagram運用業務

3.業務目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人々の移動と交流の制約が長期化し本町の観光消費額は落ち込んでいる。このような中、非接触型の観光プロモーションを展開するため SNS を活用し、コロナ禍の状況を考慮しながら、新型コロナウイルス感染収束後の観光誘致に繋がるような情報発信を行い、観光振興や地域の活性化に繋げていくことで、本町の観光消費額を回復することを目的とする。

4.内容・ターゲット層

Instagramは写真の投稿に特化しており、視覚から被写体の魅力が伝わりやすい情報発信媒体であることを踏まえ、ミレニアル世代に訴求力の高い写真を提供することが、身延町の魅力・情報発信に繋がると考えInstagramの運用を行っていく。

身延町の自然、風景や街並み、身延に根付く文化や産業の紹介を行い、統一感のあるトーンで魅力的に情報発信していく。身延町の観光情報発信力を強化するにあたり、より受け手を意識した記事制作（企画、調査、取材、編集）を行いInstagramを通して身延町への誘客を図る。

投稿後は定期的に SNS のデータ解析を行い、解析結果や課題の抽出をし、記事内容や SNS の配信方法について改善し、アクセス数やリーチ等の増加を目指すこととする。

5.業務内容

(1)身延町観光課公式Instagramの立ち上げ

(2)身延町観光課公式Instagramの投稿及び管理運営

- ・投稿期間 : 令和3年8月～令和4年3月
- ・投稿サイクル : 基本投稿 3本 / 1週間
状況に応じ、効果的な本数、枚数を企画内容に合わせて提案すること
- ・投稿内容 : 写真（複数枚）、本文、ハッシュタグ
- ・言語 : 日本語
- ・コメント : 返信なし（質問事項等については要協議）
- ・ダイレクトメッセージ : 返信なし（質問事項等については要協議）
- ・その他 : ストーリーズ、ユーザーのフォローについて、効果的な活用案を提案すること

(3)投稿する素材の写真撮影

- ・素材の選定については、あらかじめ委託者（町担当者）と受託者（受託業者、ライター及びカメラマン等）との間で協議し企画すること
- ・撮影する施設等への撮影依頼、許可申請、撮影日のスケジュール調整、その他撮影に付随するすべての必要な業務を行うこと
- ・撮影及び現地取材は可能な限り行うこと

(4)素材写真の選定

- ・投稿素材の写真は、本業務投稿用の素材として撮影された写真とし、委託者及び受託者、双方の協議により選定すること

(5)投稿素材の作成

- ・素材写真に効果的なテキストを加え、身延町の PR をすること
- ・テキスト内容については、委託者の確認をとること

(6)投稿の調整

- ・投稿の日程は予め調整し、投稿の前週には委託者及び受託者、双方の確認作業を終えること
- ・確認作業終了後、受託者が投稿すること

(7)投稿に対する考察

- ・インスタグラムの開設から、経過を追いながら投稿内容の考察を行うとともに、情報発信の効果を数字等で示し考察すること
- ・今後の運用・活用方法の検討を委託者及び受託者、双方で行い、その後の運用方法について検討すること
- ・考察検討会は9月中旬、12月中旬、3月中旬の3回を予定すること

(8)プロモーション業務

- ・本アカウントを効果的に情報発信するために必要なプロモーションを行うこと

6.委託期間

契約締結日の翌日 から 令和4年3月22日（火）

7.成果物

「4.業務内容」の項目で掲げた事項の通り随時、投稿を行い、投稿データを納品すること

(1)納期 令和4年3月22日（火）

(2)納入場所 身延町役場観光課（山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483-36）

(3)納品物 投稿データ（収納メディアは CD-ROM、又は DVD-ROM）
インスタグラム運用に関する解析レポートと分析レポート

8.作成にかかる諸経費

本業務に要する経費は、請負金額の範囲内で受託者が一切の処理をするものとする

9.その他の留意事項

- ・本業務により作成された成果物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条

の権利を含む)、その他の権利は委託者に帰属するものとするが、受託者が用意した写真等については、委託者と受託者の協議のうえ、全部または一部、著作権が留保されるものとする

- ・受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権、その他の権利を侵害しないこととする
- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者、双方の協議により決定することとする
- ・業務履行の過程において、緊密に状況を報告するとともに、必要個所については修正を行うこと
- ・その他業務実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、決定すること